

○高浜市子ども医療費支給条例施行規則

昭和 5 9 年 1 0 月 3 1 日

規則第 3 0 号

高浜市乳児医療費支給条例施行規則（昭和 4 8 年高浜市規則第 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、高浜市子ども医療費支給条例（昭和 4 8 年高浜市条例第 1 3 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（平 4 規則 1 5 ・平 1 9 規則 6 1 ・一部改正）

（社会保険各法）

第 2 条 条例第 3 条に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

- （1）健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）
- （2）船員保険法（昭和 1 4 年法律第 7 3 号）
- （3）国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）
- （4）地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）
- （5）私立学校教職員共済法（昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号）

（昭 6 1 規則 3 1 ・平 4 規則 1 5 ・平 9 規則 1 1 ・平 1 3 規則 2 6 ・一部改正）

（受給者証の交付申請）

第 3 条 条例第 5 条第 1 項に規定する子ども医療費受給者証（様式第 1。以下「受給者証」という。）の交付を受けようとする受給資格者は、子ども医療費受給者証交付申請書（様式第 2）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）による被保険者又は前条に規定する社会保険各法による被扶養者であることを証する被保険者証若しくは組合員証その他条例第 3 条に規定する受給資格者であることを明らかにする書類を提示し、又は添えなければならない。

（平 4 規則 1 5 ・平 5 規則 5 2 ・平 1 3 規則 2 8 ・平 1 9 規則 6 1 ・一部改正）

（受給者証の再交付申請）

第 4 条 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、受給者証を損傷又は紛失したときは、子ども医療費受給者証

再交付申請書（様式第3）を市長に提出してその再交付を申請することができる。

2 受給者証を損傷した場合の前項の申請には、その受給者証を添えなければならない。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、紛失した受給者証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

（昭61規則31・平4規則15・平5規則52・平19規則61・一部改正）

（子ども医療費の支給申請）

第5条 条例第7条の規定により子ども医療費の支給の申請を行う者は、福祉医療支給申請書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該医療について条例第4条第1項に規定する医療に関する給付が行われたことを証する書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（平4規則15・平5規則52・平13規則28・平19規則61・平29規則25・一部改正）

（条例第8条の規則で定める事項）

第6条 条例第8条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1） 氏名

（2） 住所

（3） 条例第4条第1項に規定する医療に関する給付を行う保険者、共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団（以下この号において「保険者等」という。）又は当該保険者等の名称若しくは事務所の所在地若しくは当該医療の給付の内容

（4） 国民健康保険法による被保険者である受給者にあつては、その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員又は当該世帯主若しくは組合員の住所若しくは氏名若しくは被保険者証の記号番号

（5） 第2条に規定する社会保険各法による被扶養者である子どもに係る受給者にあつては、子どもが被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者（以下この号において「被保険者等」という。）又は当該被保険者等の住所若しくは氏名若し

くは被保険者証、組合員証若しくは加入者証の記号番号

(昭6 1 規則3 1・平4 規則1 5・平5 規則5 2・平1 8
規則5 1・平1 9 規則6 1・令3 規則1 8・一部改正)

(変更の届出)

第7条 受給者は、前条各号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更のあった日から起算して1 4日以内に子ども医療費受給資格(変更・喪失)届書(様式第5)に当該変更のあったことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(昭6 1 規則3 1・平5 規則5 2・平1 3 規則2 8・平1 9 規則6 1・令3 規則1 8・一部改正)

(受給資格喪失の届出)

第8条 受給者は、条例第3条第1項の規定に該当しなくなったとき又は同条第2項の規定に該当するに至ったときは、速やかに子ども医療費受給資格(変更・喪失)届書を市長に提出しなければならない。

(昭6 1 規則3 1・平4 規則1 5・平5 規則5 2・平1 3 規則2 8・平1 9 規則6 1・令3 規則1 8・一部改正)

(受給者証の添付)

第9条 受給者は、前2条の規定による届出をする場合は、受給者証を添えなければならない。ただし、受給者証を添えることができない理由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって受給者証に代えることができる。

(平1 3 規則2 8・旧第9条繰下・一部改正、平1 9 規則6 1・一部改正、令3 規則1 8・旧第1 0条繰上・一部改正)

(第三者の行為による被害の届出)

第1 0条 子ども医療費の支給理由が第三者の行為によって生じたものであるときは、子ども医療費の支給を受け、又は受けようとする者は、速やかに第三者の行為による被害届(様式第6)を市長に提出しなければならない。

(昭6 1 規則3 1・平5 規則5 2・一部改正、平1 3 規則2 8・旧第1 0条繰下・一部改正、平1 9 規則6 1・一部改正、令3 規則1 8・旧第1 1条繰上)

(添付書類の省略)

第1 1条 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えて

提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(昭 6 1 規則 3 1 ・ 一部改正、平 1 3 規則 2 8 ・ 旧第 1 1 条繰下、令 3 規則 1 8 ・ 旧第 1 2 条繰上)

(子ども医療費に関する処分の通知)

第 1 2 条 市長は、子ども医療費の支給に関する処分をしたときは、文書をもってその内容を申請者又は届出人に通知しなければならない。

(平 4 規則 1 5 ・ 一部改正、平 1 3 規則 2 8 ・ 旧第 1 2 条繰下、平 1 9 規則 6 1 ・ 一部改正、令 3 規則 1 8 ・ 旧第 1 3 条繰上)

(雑則)

第 1 3 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(平 1 3 規則 2 8 ・ 旧第 1 3 条繰下、令 3 規則 1 8 ・ 旧第 1 4 条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 5 9 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 6 1 年規則第 3 1 号)

この規則は、昭和 6 1 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成元年規則第 3 0 号)

この規則は、平成元年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年規則第 1 5 号)

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年規則第 4 0 号)

この規則は、平成 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年規則第 5 2 号)

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年規則第 1 1 号)

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 3 年規則第 2 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 3 年規則第 2 8 号)

この規則は、平成 1 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成１８年規則第２２号）抄

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１８年規則第５１号）

この規則は、平成１８年８月１日から施行する。

附 則（平成１９年規則第６１号）

- 1 この規則は、平成２０年４月１日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に第１条の規定による改正前の高浜市乳幼児医療費支給条例施行規則及び第３条の規定による改正前の高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている様式で残存するものは、第１条の規定による改正後の高浜市子ども医療費支給条例施行規則及び第３条の規定による改正後の高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成２９年規則第２５号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている様式で残存するものについては、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和３年規則第１８号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている様式で残存するものについては、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1 (第3条関係)

(表)

		愛知県内のみ有効	
子		子ども医療費受給者証	
受給者番号			
受給者	住所		
	氏名		
子ども	氏名		
	生年月日		
有効期間			
発行機関及び	愛知県 高浜市長	名印	印
交付年月日			

(裏)

注 意 事 項
1 この証は、本人以外は使用できません。
2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証等)に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
3 受給者の資格がなくなったときは、速やかに、この証を市長に返してください。
4 氏名、住所に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市長にその旨を届け出てください。
5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に、市長にその旨を届け出てください。
6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
7 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに、市長に返してください。
8 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
(問い合わせ先)

様式第2（第3条関係）

子ども医療費受給者証交付申請書

受給者証番号				1 新規 ☐ 出生 ☐ 転入 ☐ その他 () 上記理由 発生年月日 (. .)	
受給資格者	フリガナ				
	氏名				
	生年月日	年 月 日			
	住所				
子ども	フリガナ				
	氏名				
	生年月日	年 月 日			
	住所				
医療保険の加入状況	被保険者組合員 世帯主	氏名			
		住所			
		記番号			
		子どもとの続柄			
	保険者	名称			
		番号			
		所在地			
年 月 日 (宛先) 高 浜 市 長 上記のとおり関係書類を添えて申請します。 資格認定等において、世帯構成に関する調査又は公簿の閲覧が必要なときは同意します。 なお、助成を受けた額について保険者等より給付を受けたときは返還します。 また、今後医療機関等の受領委任について承諾します。					
申請者	住所	□受給者に同じ			
	氏名				
	電話				
本人確認					

様式第3（第4条関係）

子ども医療費受給者証再交付申請書

子 ど も	受給者 証番号				
	住 所				
	氏 名				
	生年月日	年 月 日			
申 請 理 由		☐汚 損 ☐破 損 ☐紛 失 事情をお書きください。 			
再 交 付 年 月 日		年 月 日			
上記のとおり受給者証の再交付を申請します。 年 月 日 (宛先) 高 浜 市 長					
申 請 者		住 所	□子どもに同じ		
		氏 名			
		電 話			
本人確認					

福祉医療（子・障・母・精・福） 支給申請書

※下記の欄は記入しないでください。

本人確認	
------	--

様式第5（第7条、第8条関係）

子ども医療費受給資格（変更・喪失）届書

受給者番号					
		(変更・喪失)		変更前	理由
受給者	フリガナ				1 変更 ☐ 氏名の変更 ☐ 転居 ☐ 医療保険加入状況の変更 ☐ その他（ ） 上記理由発生年月日 (. .)
	氏名				
	生年月日	年 月 日			
	住所				
	子どもとの続柄				
子ども	フリガナ				2 喪失 ☐ 死亡 ☐ 転出 ☐ その他（ ） 上記理由発生年月日 (. .)
	氏名				
	生年月日	年 月 日			
	住所				
医療保険の加入状況		(被保険者、組合員又は世帯主の氏名)			上記理由発生年月日 (. .)
		(被保険者、組合員又は世帯主の住所)			
		(被保険者証又は組合員証の記号番号)			
		(被保険者、組合員又は世帯主と子どもとの続柄)			
		保 険 者	名 称		
			番 号		
			所 在 地		
上記のとおり関係書類を添えて届けます。					
				年	月 日
(宛先) 高 浜 市 長					
届出者	住 所	☐ 受給者に同じ			
	氏 名				
	電 話				
本人確認					

第三者の行為による被害届

注意 この届に次の書類を添付して提出してください。

- 1 交通事故証明書 2 事故発生状況報告書 3 委任状兼同意書（被害者）
4 誓約書（加害者）

様式第 1 (第 3 条関係)

(平 1 9 規則 6 1 ・ 全改、令 3 規則 1 8 ・ 一部改正)

様式第 2 (第 3 条関係)

(令 3 規則 1 8 ・ 全改)

様式第 3 (第 4 条関係)

(令 3 規則 1 8 ・ 全改)

様式第 4 (第 5 条関係)

(令 3 規則 1 8 ・ 全改)

様式第 5 (第 7 条、第 8 条関係)

(令 3 規則 1 8 ・ 全改)

様式第 6 (第 1 0 条関係)

(令 3 規則 1 8 ・ 全改)